

「柳川一件」について

文学研究科歴史学専攻一年 村瀬達郎

はじめに

「柳川一件」、（以下、一件と略称する）は寛永年間に對馬藩で発生したお家騒動のことである。對馬藩の重臣であつた柳川調興が、幕府直參旗本になることを主張し、對馬藩二代藩主の宗義成と対立したものである。

この両者の対立過程で柳川調興は重大事実を暴露した。すなわち對馬藩による国書の偽造、改ざんの事実である。對馬藩宗氏はその地理的立場から、古来より朝鮮との交流、外交を行なつてきた。特に豊臣秀吉が起こした文禄・慶長の役の際、またその後徳川政権の命のもとに行なわれた国交回復の交渉を担当した。そして慶長十二年（一六〇七）、ついに日朝の国交を回復させた。

しかし、この国交回復交渉の過程で早期解決を狙つた對馬藩は家康の国書を偽造し、また朝鮮国王の国書を改ざんしていたのである。その後の、元和三年（一六一七）、寛永元年（一六一四）の使節來聘交渉の際にも国書を偽造し、朝鮮国王の国書を改ざんした。柳川調興は、一件の過程でこうした事実を暴露し、藩主である宗氏を追い詰めていった。当初、有利と見られていた柳川氏だったが、將軍徳川家光の下した判決は、義成の勝訴、調興の敗訴と津軽への流罪

であった。

この一件には以下の三つの性格が存在していた。

- ①宗氏の領主権力確立
- ②幕府・対馬の朝鮮外交をめぐる矛盾の解消
- ③義成対調興を隠れ蓑にした幕府内部の主導権争い

こうした性格を持つだけに、一件に関する先行研究¹⁾は数多く存在している。

そうした先行研究の多くが、「初め調興が優位であったが、結果として義成が勝つた」という一件の評価を与えていた。

自ら偽造、改ざんを暴露するということは、調興にはそれだけの勝算があつたことを示している。それはすなわち、調興が優位であつたことの要因でもある。しかし、結果は彼が想像したものとは違つていた。

果たして本当に義成は勝ちを拾つたのだろうか。逆に本当に調興は勝ちを逃がしたのだろうか。この疑問を解消するため、再度、一件の経緯を検討し、義成勝訴、調興敗訴の再評価を試みてみようと思う。

一、柳川一件の経緯

まず、一件の当事者柳川氏の出自だが、これがはつきりしていない。その名から筑前柳川の出であるとか、『新対馬島誌』では、調信自身が対馬佐賀の出と称し宗氏一族を自称したことなどを挙げて

いるが、明らかではない⁽³⁾。

この調信が対馬内で躍進するきっかけになつたのが、天正十五年（一五八七）義調の使者として秀吉のもとに派遣されたことだつた。

【史料一】⁽³⁾

天正十五年丁亥 関白殿薩摩州ヲ征被、九州諸大名皆新服ス、前ノ対州ノ主一鷗君宗讚岐守義調法名之聞、家臣柳川權之助調信ヲ遣シ 後下野守ト号 臣服之義請申令、（以下略）

『對州編年略』（原文句読点無し）

『方長老朝鮮物語付柳川始末』（原文句読点無し）

これを機に調信は秀吉の信任を得、その外交能力を買われ、対馬と中央政府（豊臣政権）とのパイプ役を担つていくことになる。また、天正十八年（一五九〇）には、五位諸大夫に任じられた。さらに調信は対馬と朝鮮との外交をも担当していた。そのため、朝鮮からも嘉善大夫の位が与えられていた。こうした日朝両政府からの厚い信任、また官職を背景に対馬領内での力を伸ばしていくことになり、宗氏家中では突出した存在となつていった。柳川氏は一件の過程で暴露された国書の偽造、改ざんに深く関わっていた。しかし、この行為をもつて宗・柳川両氏が争うことになつたわけではない。直接の原因は別にあつた。それが、次の史料二である。

慶長十年松雲來朝の時義智肥前の田代にて増二千石を給はる、慶長十二年三使來封事畢て後秀忠公より肥前田代にて増一千石を義智に給はり、慶長十年給はる所を合て三千石也、但千石を柳川に取らせよと仰出さる

【史料二】⁽⁴⁾

この『方長老朝鮮物語付柳川始末』は、一件の判決で南部へ流罪となつた玄方が大赦された後の万治元年（一六五八）に、江戸で大學頭林春斎が尋問したものである。これによると、慶長十九年（一六一四）に義智は朝鮮との国交を回復させた功として合わせて三〇〇〇石（実際は一八〇〇石）を与えていた。このうちの一〇〇〇石を柳川氏に分与せよという家康の命を伝えたのは本多正純であつた。この正純という人物は、調興が駿府で家康の側に仕えるきっかけを作つた人物で、柳川家の初期の政治的後ろ盾でもあつた。そのような人物が分与を命じていることからここに幕府の宗氏統制の意識があつたことを荒野泰典氏などは指摘している。⁽⁵⁾この一〇〇〇石の取り扱いをめぐる見解の違いが、のちに一件の引き金となつていく。

だが、私は、両者が決定的に争うきっかけとなつた要因を、寛永五年（一六二九）の上京使成功だと考えている。これは玄方を正使に、朝鮮の役後初めて、そして唯一日本の使節が朝鮮の都にのぼつ

た使節であった。

【史料三】⁽⁶⁾

寛永五年戊辰對馬守義成江戸に伺公し歸國の暇を賜る時秀忠公仰に云、長崎よりの注進に韃靼より朝鮮へ亂入難儀に及ぶよし風聞せり、對馬守へハ其注進無之哉否、歸國せハ使者を朝鮮へ遣ハし都まで趣しめ委細に聞届申言上すへし、其左右によりて後加勢をも遣ハさるへしとの御内意なり

『方長老朝鮮物語付柳川始末』（原文句読点無し）

従来なら幕府からの命令は全て柳川氏を介してから対馬へ伝えられ、柳川家人が中心となつて実行されていた。しかし、この使節は、史料に見えるように義成が秀忠より直接命を受けて行なわれたものだつた。さらに、この頃から調興のことを警戒し始めていた義成は、この使節に柳川家人を入れず、宗氏家中のもので固めて実行させた。それだけではなく、これまで文禄・慶長の役の際、対馬の人間が日本人道路へ軍を誘導したことから、日本人の上京を頑なに拒否していた⁽⁷⁾。朝鮮側を説得し上京を実現させ、幕府に朝鮮の状況を報告したことは、義成に対する日朝両政府の評価を急上昇させた。私は、この義成に対する日朝両政府の高評価が、調興に焦りを生じさせ、その結果両者の対決姿勢をより深めさせたのではないかと考えてい

る。

こうして蓄積された様々な矛盾が表面化し、両者が本格的に争うようになつたのが、寛永三年（一六二五）である。この年調興は、自分の所領二〇〇〇石が直接幕府から与えられているものと主張、自身が宗氏の家臣ではないことを主張し始めた。この二〇〇〇石とは、先に触れた田代分与領と、祖父調信に与えられていた一〇〇〇石の事である。この調興の主張に対し義成は、田代の一〇〇〇石については、正純からの指示で与えたものであるから、直接幕府から与えられたと解釈してもいいが、調信の分に関しては、義智が与えたものであり、これをも幕府から与えられたように言うのは許せない、と主張した。

その後、寛永八年（一六三〇）に、調興は、調信が与えられた一〇〇〇石と宗氏から与えられていた歳遣船一艘分を義成に返還したい旨を申し出た。これは、宗氏との決別を意味していた。つまり、宗氏から与えられた所領、権利を放棄し、幕府から与えられた一〇〇〇石をもつて幕臣となり、朝鮮から直接与えられた柳川送使、流芳院送使をもつて貿易を行なうという体制をとらうとしたのである。ここに至つて義成はついに限界に達し、このことを老中土井利勝に訴え出たため、お家騒動へと発展してしまう。

そして、この件の審理を行なう過程で、調興より国書の偽造、改ざんの事実が暴露され、事態はただのお家騒動から、幕府の朝鮮外交政策にいたる大きな問題に発展することになる。

二、一件の裁決

事態が単なるお家騒動から外交問題にまで発展してしまつたため、幕府による両者の取調べは公正に行なわれた。捜査のため対馬に派遣された土井利勝の家人・横田角左衛門、松平信綱の家人・篠田九郎左衛門の二人は、対馬において宿泊のための屋敷を提供しようという申し出を断り、西山寺に宿泊し、島民から一切の饗應を受けず、炭や薪のたぐいまで自分たちで買いにいくほど徹底して公正を保つていた⁽⁸⁾。

はじめに述べたように、多くの先行諸研究では、当初は柳川の方が優位であったと述べている。これは、調興が有していた土井利勝、林羅山らのような幕府有力者との人脈を源としている考え方である。しかしこれには、いささか疑問がある。一方の義成も調興のそれに匹敵するくらいの人脈は有していたからである。義成の人脈としては、老中酒井忠勝がいた。その他にも、伊達政宗、紀伊徳川頼宣、また妻の実家日野家を通じた公家、門跡衆などの人脈を義成は有していた⁽⁹⁾。つまり、両者の「人脉」という点では、大きな開きがなかつたということになる。それにも関わらず、調興が優位とされたのはなぜであろう。これはつまり、調興が期待していた勝算ということである。

その勝算とは、幕府の「鎖国政策」であつた。この一件が発生した寛永年間、幕府は「鎖国」という外交政策を全国に敷きつつあつた。この鎖国政策は、田代和生氏が指摘されているように、「外」（外國）に対する統制策であると共に、大名に対しても外国との外交権をとりあげるという大名統制の意味も含んでいた。調興は朝鮮外交もやがては、幕府に接收されると読んでいたのである⁽¹⁰⁾。

この判断は、彼に時勢を読む能力が備わっていたことを示していると思われる。だからこそ、先を見越して、幕臣化を図り、敢えて宗氏を追い込むような国書の偽造、改ざん事実の暴露という行為を行つたのである。

しかし、ならば、なぜ調興は敗れたのだろうか。

【史料四】⁽¹¹⁾

三月十一日（寛永十二年）大廣間へ出御有て尾張殿紀伊殿水戸殿を始め仙臺中納言政宗以下諸大名御譜代御家人悉く仰によりて伺公し聽聞す、（中略）掃部頭大炊頭を御使にて仰出さるる旨あつて雙方對論條々段々達上聞、柳川私曲明白成により津輕へ流罪せらる、但幼君の時分の事成によつて死罪一等を赦さる、松尾七右衛門父子斬罪せらる、果首座ハ由利へ流罪せらる、方長老ハ松尾か申により主の字を削りたる罪其上御前へ罷出る身にて累年私曲の事能存ながら江戸へ罷下り度々老中迄へも不申事不届に被思召南部へ流罪せらる、松尾に比すれハ罪輕きによつて死罪をゆるさる、対馬守ハ幼少にて存せざる旨左も有へしと思召れて相替らす朝鮮の取次ぎ仰付らる、島川内匠老病にて對馬に居けるを父子共に斬罪す、松尾末子二人在國しけるハ

『方長老朝鮮物語付柳川始末』（原文句読点無し）

この史料に見られるように、將軍家光の親裁の翌日、調興の敗訴が言い渡され、津軽への流罪が確定し、柳川派の松尾七右衛門父子は死罪となつた。もう一方の当事者である義成は無罪、引き続き朝鮮外交を担当せよといふものであつた。しかし、義成派であつた玄方が、調興らの偽造、改ざんの事実を知りながら報告しなかつたことを理由に南部へ流罪となつてゐる。

また、ここには記されていないが、同じく宗氏派だった一族の宗讚岐守智順が流罪となつてゐる。つまり、義成は勝つには勝つたが、完全な勝利ではなかつた。

ここで注目すべきなのが義成、調興とともに「幼少の頃のため」偽造、改ざんを知らなかつたと幕府が認定した点である。ここに、幕府の考えが現れていると思われる。つまり、幕府は義成、調興両者とも死罪に処すことは出来なかつたのである。この両者を外交から外すということは、即ち朝鮮外交の停止を意味していた。幕府は外交の停止という事態だけはどうしても避けたかったのである。なぜなら、幕府は「外交」を権力の正統性の確立に利用していたからである¹²⁾。つまり朝鮮通信使が来日し、国書を交換することで、將軍が外国から承認を得た外交掌握者であることを国内外にアピールしていたのである。そのため、幕府は外交の停止を防ぐにはどちら

らか一方を必ず温存させなければならなかつたのだ。田代氏が『書き替えられた国書』で指摘されているように、調興を生かし子孫を残すことを許したもの、万が一宗氏の外交がうまくいかなかつた場合に備えていたと考えられなくもない。

では、なぜ宗氏を選んだのだろう。その理由は二点である。一つは、田代氏が『書き替えられた国書』で指摘しているが、朝鮮外交の特殊性である。慶長十一年、国交を回復させる際、日本と朝鮮は対等であるが、朝鮮と対馬は朝貢関係にあるという特殊な状態を形成し、国交が回復された。この奇妙な形態は、日本、対馬、朝鮮それぞれの立場のバランスを見事に保つていた。しかし、この形態を、幕臣を主張した柳川氏が担うということは、幕府役人が朝貢することを意味し、日本人の海外渡航を禁止する幕府方針に背くことになる。逆に、宗氏は事情が違つた。外様大名が、伝統的形式に則つて外交（朝貢）を行なつてゐる、ということにすれば幕府にとつてさほど問題とはならない¹³⁾。よつて宗氏が選択されたとする考え方である。

もう一つが、佐々木氏が指摘するように、家光政権と旧秀忠政権の外交主導権争いの結果である¹⁴⁾。荒野氏も同様の指摘をしているが¹⁵⁾、将軍による外交権の掌握を狙つていた家光政権にとって問題は、外交権が依然として土井利勝、調興のような旧秀忠政権が握つていたことである。外交権を將軍の下に集中させるためには、彼らを幕府外交機構から外す必要があつた。

特殊形態による外交を基本とする日朝外交には、宗氏を欠く事は出来ず、外交権を掌握するためには、宗氏を將軍との封建的主従制

のなかに包摶させなければならず、それが結果として將軍・老中・宗氏という系列の形成につながった。

つまり、調興（引いては利勝ら）は、朝鮮外交をめぐる政治闘争に敗れたため、敗訴となってしまったのである。

おわりに

以上、柳川一件の経緯をたどり、判決の理由について検証を加えてきた。ここからもわかるが、両者の状況は非常に拮抗しているよう見えて、内実はとても大きな差が存在していた。

調興が期待した鎖国政策による外交、貿易の幕府直轄化は、結果からみると、日朝外交には対応させることが出来ず、結局宗氏しか選択肢はなかったのである。

つまり、調興の優位とは、旧秀忠政権が引き続き幕府外交を担当する場合にのみ効力を有するという、極めて限定的なものであつたことが分かる。

よつて、一件の判決は「柳川氏が優位であつたが、宗氏が勝ちを拾つた」というような評価ではなく、「宗氏が勝つべくして勝ち、柳川氏は勝てなくも無かつたが、旧秀忠政権と新家光政権との主導権争い、外交の伝統や幕府政策というもののに前に敗れるほか無かつた」という評価を与えることが妥当である、と思われる。

今後の課題だが、柳川一件の歴史的意義を検討するために、この一件の後整備された「日本國大君」号の使用及び「以酌庵輪番制」

の検討、また、宗氏の領主権力確立という面で寛永期以降の「対馬藩政」特に外交面について検討を加えていく。また、当時の外交貿易体制という点の比較として、長崎、琉球等の状況についても検討を加えていかなければならないと思っている。

註

(1) 主なものとして

中村栄孝『日鮮関係史の研究』(吉川弘文館 一九六九)

田代和生『書き替えられた国書』(中央公論社 一九八三)

佐々木康広『幕藩制確立期における対馬藩の動向』(幕藩制下の政治と社会) 文献出版 一九八三)

荒野泰典『近世日本と東アジア』(東京大学出版会 一九九二)

仲尾宏『朝鮮通信使と徳川幕府』(明石書店 一九九七)

などがある。

(2) 新対馬島誌編集委員会『新対馬島誌』(出版年不明) 三〇七頁

(3) 鈴木棠三編『對州編年略』(東京堂出版 一九七二) 二二五頁

(4) 史籍収覧研究会『改訂 史籍収覧』(すみや書房 一九六八) 五八二頁

(5) 荒野泰典『幕藩制国家と外交』『歴史学研究一九七八別冊』(青木書店 一九七八) 九九頁

(6) 史籍収覧研究会『改訂 史籍収覧』(すみや書房 一九六八) 五七六頁

(7) 田代和生『書き替えられた国書』(中央公論社 一九八二) 二八頁

- (8) 田代前掲 一四一頁
- (9) 泉澄一『対馬藩の研究』(関西大学出版部 二〇〇一)
- (10) 田代前掲 一六六頁
- (11) 史籍収覧研究会『改訂 史籍収覧』(すみや書房 一九六八) 五八七頁
- (12) ロナルド・トビ『近世日本の国家形成と外交』(創文社 一九九〇)
- (13) 田代前掲 一七八頁
- (14) 佐々木康広「幕藩制確立期における対馬藩の動向」『幕藩制下の政治と社会』(文献出版 一九八三) 九二頁
- (15) 荒野前掲 九九頁